



令和2年 「松伏町成人を祝う会」

実行委員を募集します

- ▶対象 新成人
(平成11年4月2日～平成12年4月1日生まれ)の方
- ▶活動内容 成人を祝う会の企画・準備・運営など。
9月以降、月1回程度夜間に会議を開きます。
- ▶条件 原則町内在住の方。
- ▶問合せ・申込み ご希望される方は教育文化振興課にお問い合わせください。

「成人を祝う会」を開催します

- ▶日程 令和2年1月12日(日)
- ▶時間 受付:12:00～
集合:12:45
開式:13:00～15:00終了予定
- ▶会場 松伏町中央公民館 田園ホール・エローラ
- ▶対象 平成11年4月2日～平成12年4月1日までに生まれた町内在住の方。
※町外へ転出し、松伏町の式典に参加希望の方は教育文化振興課へご連絡ください。



問合せ
教育文化振興課
社会教育担当
☎991-1873



介護サービス費の負担割合 と介護給付費の財源内訳

介護保険制度は、皆さんが介護や社会的支援を必要とする状態になったとき、自立した日常生活を営むことができるように、介護サービスの提供などを行う制度です。

制度を運営するために、介護サービスを利用した方には費用の10%、20%又は30%を負担していただき、残りの90%、80%又は70%（介護給付費）は、40歳以上の方に納めていただく介護保険料と国・県・町の公費で負担しています。

介護サービス費の負担割合と介護給付費の財源内訳は【図1】のとおりです。

65歳以上の方の保険料の納付方法には、納付書や口座振替で納めていただく「普通徴収」と、年金から天引きさせていただく「特別徴収」の2種類があります。

40歳から64歳までの方の保険料は、健康保険料や国民健康保険税と一体的に納めていただいています。

制度をご理解いただき、保険料の納付をお願いします。

【図1】

介護サービス費の負担割合

介護給付費 90%、80%又は70%	利用者負担 10%、20%又は30%
-----------------------	-----------------------

介護給付費の財源内訳

公費(国・県・町) 50%	65歳以上の 方の保険料 23%	40歳以上65歳未満 の方の保険料 27%
------------------	------------------------	-----------------------------

問合せ いきいき福祉課 高齢介護担当
☎991-1886



平成30年度 松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況について

平成30年4月1日から平成31年3月31日までの松伏町情報公開条例及び松伏町個人情報保護条例の運用状況を公表します。

1 松伏町情報公開条例

公文書の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示 (不存在を含む。)	計
町長	7	10	30	1	41
教育委員会	2	1	1	0	2
合計	9	11	31	1	43

注1 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

注2 受付件数と処理件数の合計が合致しないのは、1通の開示請求書で複数の公文書が開示請求の対象となる場合があるためです。

2 松伏町個人情報保護条例

(1) 保有個人情報の開示の実施状況

実施機関	受付件数	処理件数			
		開示	部分開示	不開示 (不存在を含む。)	計
町長	4	1	3	0	4
合計	4	1	3	0	4

注 件数とは、請求書及び決定等の通知書の件数です。

(2) 保有個人情報の訂正及び利用停止の請求の実績は、ありません。

※ 各条例に基づく請求内容等につきましては町ホームページに掲載されている「平成30年度松伏町情報公開・個人情報保護制度運用状況報告書」をご覧ください。

問合せ 総務課 職員文書担当 ☎991-1896